



# 管理組合だより

平成25年度 第8号  
(通巻 第202号)  
平成25年12月16日発行

次年度(新)役員に立候補する組合員の方を公募します。※ 管理組規約第28条-②項に基づき行います。

・立候補する組合員の方は、応募方法に従い連絡をお願いいたします。

◆応募方法:「氏名」「街区」「電話番号」を記入の上ドーム上部の管理事務所ポストへ投函をお願いします。

※ポストはドーム上部ステーション内右手に赤い郵便受けがあります。

締切:12月27日(金)

現ブロック委員の方は、第8回ブロック委員会にご出席をお願いします。

★第8回ブロック委員会:H26年1月12日(日)15:00 ~、ノース(1丁目集会所)

次年度(新)ブロック委員予定者の方は、新役員の選出を行いますので必ずご出席をお願い致します。

★新役員の選出:H26年1月19日(日)15:00 ~、ノース(1丁目集会所)

## 1. 12月度定例理事会(H25年度第8回)

・日時	12月8日(日)	9時~12時10分
・場所	3丁目集会所(センター集会所)	
・参加役員	理事14名・監事2名	16名参加
・自治会	大塚会長、平野副会長	2名参加

### 主な審議内容と報告事項

- ①9月に提出した「アンテナ新設費用補助陳情書」に対する市長回答は、「応えられない」でした。理由は、市内の他の自主共聴組合の施設維持管理に対して影響が懸念されることとありました。

上企第25-577号  
平成25年11月13日

コモアしおつ団地管理組合法人  
代表理事 大橋伸一様

上野原市長 江口英雄



コモアしおつ地デジアンテナ新設に関する補助金申請について(回答)

平素は、本市行政各般にわたり御理解御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成25年9月19日付で提出されました標記補助金申請について、次のとおり回答します。

記

受信環境の変化等に係る受信施設運用上の変更による施設改修等に係る事業経費に対して補助金を支出することは、市内の他の自主共聴組合の施設維持管理に対して影響が懸念されることから、このたびの補助金申請にはお応えできません。

② 施設分科会

- ・承認事項：例年通りドームの特別清掃を実施しますが費用削減、など検討の結果、例年より若干遅れて年明け1月7・8・9日（予備日含む）に実施予定になります。（費用：701,558 円）

③ エスカレーター1・2・3・4・5・6号機のメンテナンス（部品交換）を行います。

工事期間 : 1月10日（金）～2月21日（金）

交換部品概要 : ステップチェーン、手動手すりガイド、手動手すり駆動チェーン、ブレーキライニング、下部ターミナルギアベアリング

★休止時間帯

- ・上りエスカレーター : 金曜日（1月10日、17日、24日、31日、2月7日）
  - ・下りエスカレーター : 土曜日（1月11日、18日、25日、2月1日、8日）
  - ・歩道橋に近い短い2機 : 2月10日（月）～2月21日（金）（時間帯が未定）
- 休止の場合、エレベーター（3号機）をご利用ください。

（注）機材の搬出搬入にエレベーターを利用いたします。ご協力願います。

（注）工事期間中、上部広場の一部は、廃材置場になりますのでご注意くださいとご協力をお願いします。

④ 年末年始のエスカレーター運行とドーム施錠について

- ・12月30日～1月3日 日祭日扱いの運行となります。
- ・大晦日のドーム（ブリッジ）施錠時間：午前2時（1月1日）です。

2. 12月度ブロック委員会（H25年度第7回）を行いました。

・日 時	12月8日（日）	15時～15時30分
・場 所	1丁目集会所（ノース集会所）	
・参加者	ブロック委員	合計28名参加（役員除く）

- ・会計報告／コモアブリッジ市道化認定推進活動、等12月度理事会で議論した内容を説明しました。
- ・市道化の推進については「市道化の意味や理事会としての取り組み方について」組合員のみなさまへ周知を行いながら、ご意見なども拝聴し来年の通常総会で総意を確認し積極的に進めていく所存です。みなさまのご協力もよろしくお願い致します。

※尚、今回第一回目の説明資料を配布させていただきますので考え方につきご理解をお願いします。

◆H25年1月度のブリッジ保守点検日

エレベーター	1回目	14日～17日 のいずれか1日	日程が確定しましたら、上部・下部ステーションの掲示板に貼り出します。ご協力をお願いいたします。
	2回目	27日～30日 のいずれか1日	
エスカレーター	1回目	6日～10日 のいずれか1日	
	2回目	20日～24日 のいずれか1日	

【編集後記】今期理事会の重要案件としていますブリッジの市道化推進については皆様にも注目して頂きたい事案と思って居ります。ブリッジは私達の生活になくてはならない大事なライフラインです。万一の災害でブリッジに損害を被ったら？今のまま市道化認定されなければどうなるか？・・・まず認定には組合員皆様の総意が不可欠です、どうか今後の管理組合便り関連資料をお読みください。 kk



コモアしおつ団地管理組合法人  
発行責任者：代表理事 大橋 伸一  
コモアしおつ公式サイト：  
<http://www.commore.jp/>

◇管理組合へのお問い合わせは 0554-66-3486(担当:菱サビルウェア 望月又は加藤)へお願いします。

## ☆平成25年12月度管理組合便り添付資料

平成25年12月16日

コモアしおつ管理組合員のみなさま

コモアしおつ団地管理組合法人  
代表理事 大橋 伸一

### コモアブリッジ市道化認定推進について

2011年3月11日の東北大地震以来、不測の事態（万一の大災害）に備える気運がより一層高まっている中「コモアしおつ」に於いても大規模施設であり組合員のみなさまの共有財産であります「コモアブリッジ」を保有し、みなさまの管理組合費を元に維持・管理を行っております。このコモアブリッジは私たち住民（組合員）の四方津駅に通ずる道路としてなくてはならない施設であることは言うまでもありません。

しかし、「万一の大災害」発生（主に大地震）時には道路としての機能を満たす事ができないようなブリッジの損壊も想定されます。

コモアブリッジは従来より私たち管理組合員の共有財産であるため「公共施設（市道）」ではなく私有の道路とみなされており大災害によりブリッジの損壊を被った場合でも国の定めによる「復旧事業費の補助対象外」となっています。

ついては、この復旧事業費補助の対象となるべく「コモアブリッジの市道認定」を強く上野原市へ働きかけるため以下により管理組合としての考え方及び推進方法を述べさせていただきます。

尚、当案件は今年度（平成25年度）の重要案件として来年度（平成26年開催）の管理組合定期総会で諮っていただき組合員の皆様の総意を確認させていただいた後、具体的活動を実施するものとなります。

いずれにしましても、「コモアしおつ組合員全員（住民全員）」の総意・要望として取り組む必要がありますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

#### 記

##### 1. 市道化認定推進の目的

「公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する」事を目的として制定された法律である「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の適用を可能にし、万一の不測の事態（大規模災害・・・地震等）に備えて、コモアしおつ管理組合員の負担を最小限に留め、不安なく安心して暮らせる街作りの為に「コモアブリッジの公共土木施設としての認定（市道化認定）」を強く推し進めるものであります。

※「道路」はこの法律でいうところの「公共土木施設」として認定されています。

下記2-（4）参照。

##### 2. 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは？（概要・・・下記文章は必要部分のみ抜粋）

（1）昭和26年3月31日制定・・・平成11年12月22日改正

（2）この法律の目的

- ・公共土木施設の災害復旧事業費について災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することを目的とする。

(3) 定義

- ・地震・暴風などの異常な天然現象に因り生ずる災害により災害にかかった施設を原型に復旧することを目的とするものをいう。

(4) 国庫負担対象の公共土木施設

- ・ ①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設  
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩下水道 ⑪公園

(5) 国庫負担率（下記は大雑把な内容です・・・細かくは特例などあります）

- ・ 地方公共団体の会計年度の標準税収入により  
標準税収入の2分の1に相当する額までの額については3分の2  
標準税収入の2分の1を超え2倍に達するまでの額については4分の3  
標準税収入の2倍を超える額に相当する額については4分の4

※尚、当法律の正確な詳細については「国土交通省の公式ホームページ」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/hourei\\_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/hutanhou.html](http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/gaiyou/houritu/hutanhou.html)

### 3.推進に際しての考え方

- (1) コモアブリッジの維持管理は従来通り「コモアしおつ団地管理組合法人」で行う事とします。その理由は以下の通りです。

ア.H.15年頃からブリッジの市（当時は町）への移管の方向性が管理組合で承認され、以降市側と数度に亘り話し合いが行われてきました。

（移管検討委員会・・・この議論の中でも全面的に移管賛成派だけではなく慎重論を主張する委員がいた事も事実であります）

その経緯の中で、市が（財）山梨総合研究所に依頼し移管に関する調査・報告を行ってききましたが、市はこの報告書を元に、これ以降「移管受け入れを全面拒否の姿勢」で現在に至っています。

イ.この報告書の中では「コモアブリッジは公共性がないとは言いきれない」と明確に表示してある・・・が「公共性があっても行政が全て関与すべきではないという時代になってきている」とも言っている。

要は、「市民で出来る事は市民で実行する（中略）管理・運営を全面的に委譲する事はありえない（中略）公共性の程度が高くなって、だから必然的に行政がやらなければならない、ということにはならない。」と結論づけている。

ウ.上述のア及びイからすると、「公共性はある」が「維持・管理は組合で行うのが妥当」・・・ということになります。

エ.また、上野原市は施設問題協議会（H23年12月21日）において、ブリッジの移管に対する市の見解を質問したところ【H18年6月13日に口頭で市の回答としてコモアブリッジの移管受入はできない・・・という事を申し伝えてありこの考え方は現在も継続している】との見解を示しています。（「H23年度通常総会議案書」10ページ参照）

※以上のような状況でブリッジ移管は現段階では取り上げる事自体に無理があります。

オならば、維持・管理は管理組合で行うから公共性を認めて国庫負担法の適用対象となるための市道化の認定を押し進めていただきたい・・・という事にはならないでしょうか。（いずれにしても「ブリッジ市道化推進」と「ブリッジ移管」とは切り離して推進すべきと考えます。）

カ.従って、市道化認定を押し進める中ではコモアしおつ管理組合は「市道としての認定」だけを要望するものであり、「維持・管理については従来通り管理組合で行う」ということを明確にしておく必要があると考えます。

その為にはコモアしおつとして、市側と「覚書?」「確認書?」などの取り交わしもあり得る事を「総会承認事項」として確認し、組合員の総意として意思統一を行図っておく必要があります。

#### 4.いままでの経緯

ア.H.24年11月6日の市長市政懇談会で「市道化認定」可否の質問。

イ.H.25年3月19日の施設問題協議会で「市道化認定」可否の質問。

#### 5.今後の進め方

(1) 住民のみなさんに対しきめ細かいアナウンス活動を行っていく。

※管理組合便りなどを通じて周知を図る。

(2) 来年5月18日開催予定の「管理組合通常総会」において決議案として提案する。

(3) 並行して、法律（道路法・・・以下に抜粋）に基づき市側の見解を求めていく。

#### ◆道路法の内容を纏めると以下のようになると思います。

ア.市長村道は市町村長がその路線を認定し、議会の決議を経る事によって市道として認定できる。

イ.市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

※コモアの質問に対し行政（上野原市）は市道認定するとその維持管理まで市の責任において行わなければならない。従って、その為のコストの問題と責任所在の問題から、市道認定は難しい！！と答えています。

ウ.但し、この「道路法」では「維持修繕協定の締結」により行政以外の第三者へその維持管理（工事）を行う事ができる。

となっています。

#### ※参考

【道路法抜粋】・・・要点のみ抜粋してあります！！

#### （市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

（後略）

**（市町村道の管理）**

**第 16 条** 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

（後略）

**（維持修繕協定の締結）**

**第 22 条の 2** 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第 2 号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

1. 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
2. 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
3. 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
4. 維持修繕協定の有効期間
5. 維持修繕協定に違反した場合の措置
6. その他必要な事項

以上